

生活困窮者等緊急用食料品支援事業実施要領

平成 30 年 7 月 24 日
生活福祉課長決定

(目的)

第 1 条 この事業は、実施主体が、個人または団体等に食料品の提供協力を求め、生活困窮者等に対し緊急に食料を提供できるよう協力体制を整備し、緊急的かつ一時的に食料等が確保できず生命が脅かされるおそれがある場合に、食料等の現物を提供し生活再建に向けた支援を行うことを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 この事業の実施主体は、加古川市とする。ただし、効果的に事業を実施するため、その全部又は一部について事業の趣旨を理解し、適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者と認められる者に委託することができる。

(対象者)

第 3 条 この事業は、次に掲げる事項のいずれかに該当する世帯を対象とする。

- ① 加古川市内において、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難な世帯を対象とする。
- ② その他、市長が特に必要と認めた世帯。

(支援にかかる申請)

第 4 条 この事業による支援を必要とする者（以下「支援対象者」という。）は、別紙様式 1 により支援申請をするものとする。

(食料等の支援)

第 5 条 支援する食料等については、次のとおりとする。

- ① 別表 1 に定める食料については、その支援基準を 1 回の限度とする。
- ② 食料等の支援を受けた者は、受領書（様式 2）を提出する。

(支援の頻度)

第 6 条 この事業により食料等の支援を受けたことのある者に対し、再度支援する場合は、前回の支援より 2 週間以上経過していることとする。ただし、生命を維持していくうえで、継続した支援が必要となる場合は、その限りではない。

(食料等の備蓄・調達・保管)

第 7 条 支援する食料等は、緊急性に対応できるよう、管理台帳（様式 3）により、あらかじめ、相当量を備蓄するものとする。ただし、備蓄食料が足りないときや、備蓄食料等以外で支援対象者から要望があり職員が必要と認める場合は、調達することができるものとする。また、市民等から提供を受けた食料等についても、生活福祉課で保管し、適宜提供する。

(消費期限間近の食料等)

第 8 条 消費期限が 3 か月以内に迫った食料等については、市内施設への配分や県内の特定非営利活動法人が実施するフードバンク事業への配分ができるほか、市で実施する各種事業で活用できるものとする。

(返還の不要)

第9条 この事業は、原則として支援相当分の返還により新たな支援につなげるものであるが、緊急時の支援に向けた食料等の支援を旨とするため、返還を求めないことができる。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、緊急用食料等の支援に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月2日から施行する。

別表 1

食料		支援基準	備考
①	米	2 k g	13 合強
②	缶詰	3 缶	
③	レトルト食品	3 袋	
④	乾麺	5 袋	

※①～④を必要に応じて組み合わせ、支援対象者に提供する。また、幼児や高齢者等のケースによるなど、柔軟に対応できるものとする。

(様式1)

生活困窮者等緊急用食料品支援申請書

年 月 日

加古川市長 様

住所 _____

氏名 _____

生活困窮者等緊急用食料品支援実施要領に基づき、支援を申請します。

食料品	量

(様式2)

生活困窮者等緊急用食料品支援受領書

年 月 日

加古川市長 様

住所 _____

氏名 _____

生活困窮者等緊急用食料品支援実施要領に基づき、次の物資を受領しました。

食料品	量

(様式3)

No	状 況			ケース 番号	氏 名	食料品	量	賞出			返却			担当CW
	相談	申請	ケース					日	応対	確認者 (係長以上)	日	応対	確認者 (係長以上)	
1								/			/			
2								/			/			
3								/			/			
4								/			/			
5								/			/			
6								/			/			
7								/			/			
8								/			/			
9								/			/			
10								/			/			